官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産一八）　二
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同一九）　三
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同二〇）　三
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産一一四八）　四
○漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件（同一一四九）　四
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同一一五〇）　四
〔その他告示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務二六一）　五
○残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書Ａに係る日本国による留保の撤回に関する件（外務二七一）　五
○不正取得された無効旅券の告示（同二七二）　五
○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則に基づき経済産業大臣、環境大臣が定める事項の一部を改正する告示（経済産業・環境七）　六
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通五三六）　六
○高速自動車国道に関する件（同五三七）　六
○道路に関する件（四国地方整備局四三）　六
○道路に関する件（九州地方整備局九一）　六
○都市計画に関する件（同九二）　六
○道路に関する件（北海道開発局六四）　六
○都市計画に関する件（沖縄総合事務局二三）　六
〔人事異動〕
内閣　特定複合観光施設区域整備推進本部事務局　郵政民営化委員会事務局　船舶活用医療推進本部事務局　六
〔官庁報告〕
官庁事項　六
旭川水系河川整備計画【大臣管理区間】の変更について（中国地方整備局）　八
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　八
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターから代表者変更の届出があった件（国家公安委員会告示配四）　八
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人栃木県暴力追放県民センターから代表者変更の届出があった件（同五）　九
〔公　告〕
諸事項　九
官庁
有権者申出方、公示送達、隊員の免職処分関係　二六
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　二六
会社その他　二九